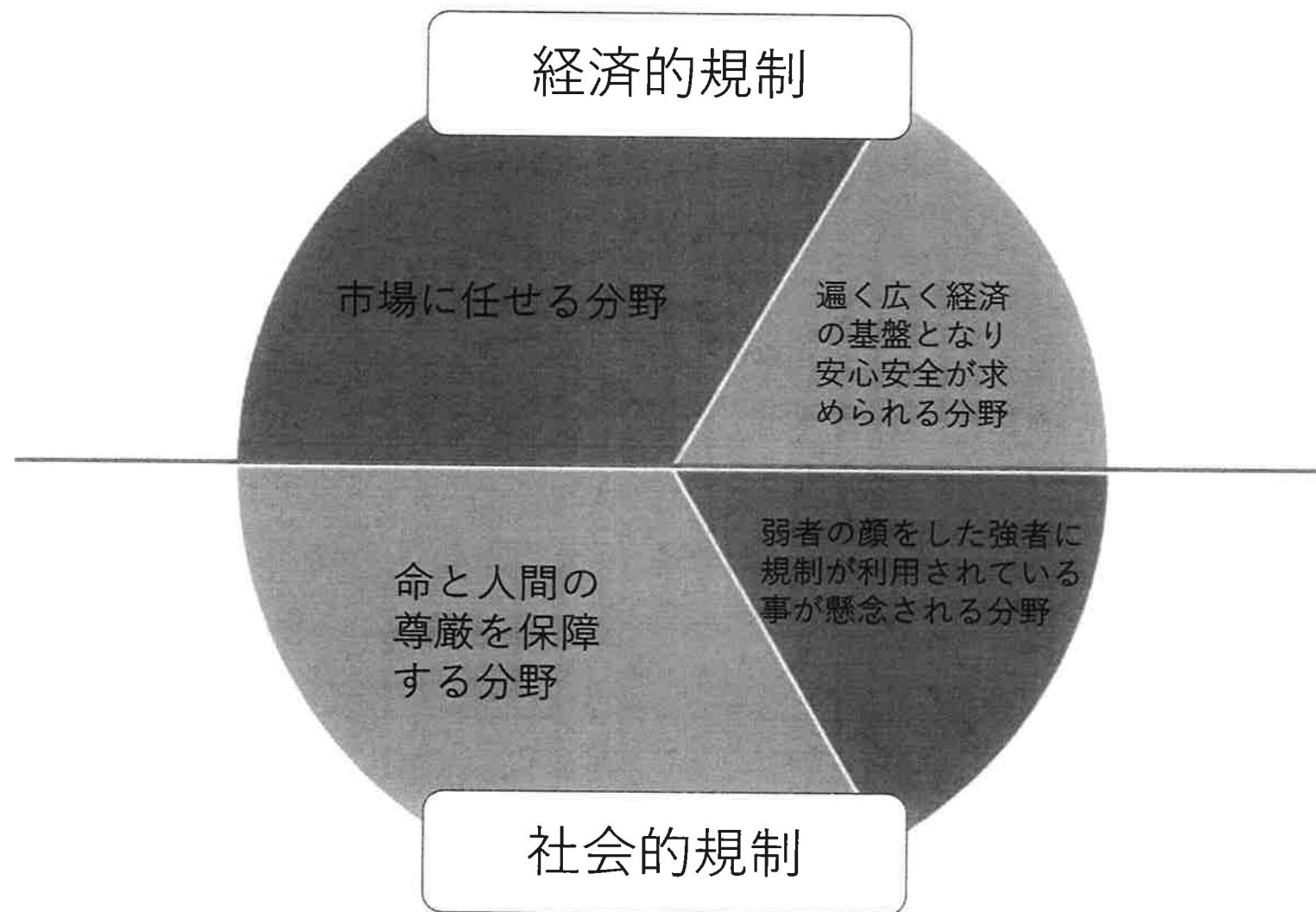


規制とは何のためにあるのか？

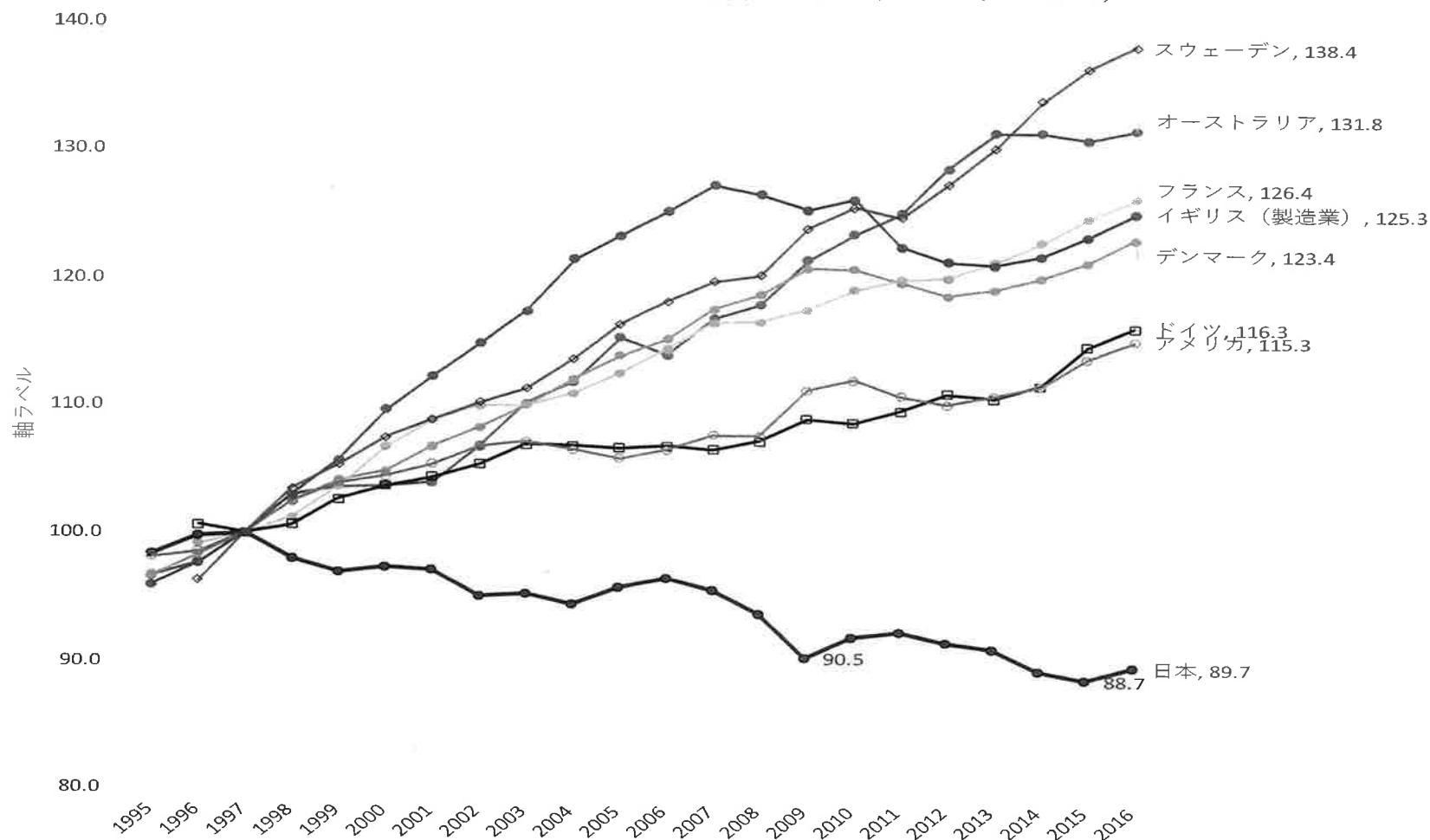


平成30年2月22日 衆議院予算委員会

無所属の会 原口一博

出典：民主党規制改革の基本的考え方をもとに原口一博事務所作成

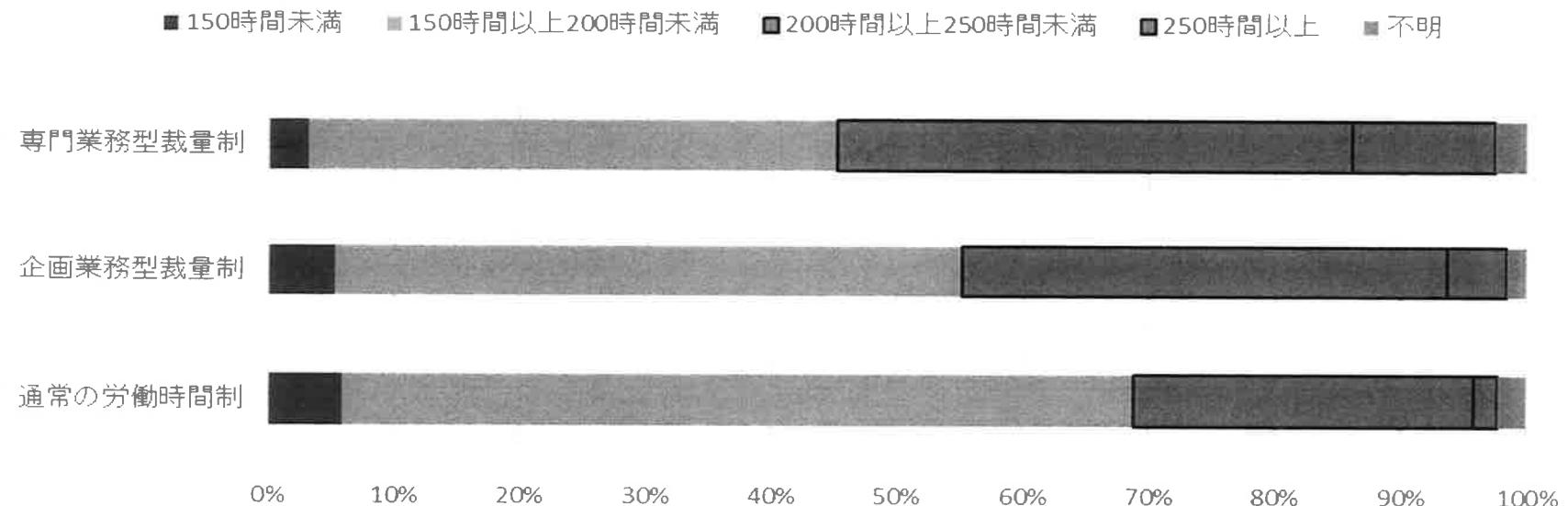
実質賃金指数の推移の国際比較（1997年 = 100）



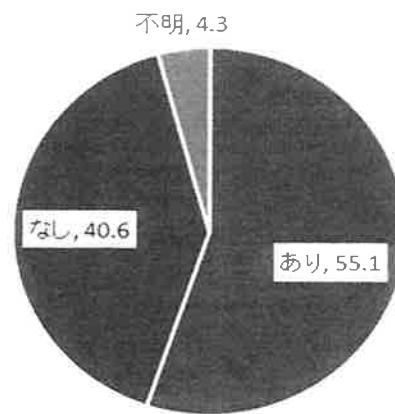
出典:oecd.statより全労連が作成(日本のデータは毎月労働統計調査によるもの)。

注:民間産業の時間当たり賃金(一時金・時間外手当含む)を消費者物価指数でデフレートした。オーストラリアは2013年以降、第2・四半期と第4・四半期のデータの単純平均値。仏と独の2016年データは第1～第3・四半期の単純平均値。英は製造業のデータのみ。

裁量労働制適用者は長時間労働(1か月の実労働時間)



裁量労働では残業見合いの手当「なし」が4割



平成30年2月22日 衆議院予算委員会
無所属の会 原口一博

出典：衆議院予算委員会公聴会伊藤圭一公述人配布資料

平成30年2月20日
厚生労働省労働基準局

経緯

- 1／29（月） 総理が衆・予算委でデータに關し答弁。
- 1／31（水） 大臣が参・予算委でデータに關し答弁。
- 2／ 1（木） 厚労省の担当者が、調査票の一般労働者の記入欄が「1日の時間外労働の最長時間数」となっている一方で、裁量労働制については1日の時間をどのように選ぶか記載がないことを把握。調査方法や定義の確認作業を開始。
この時点で双方のデータの性質に違いがあるという認識は必ずしもなかった。
- 2／ 2（金） 調査方法や定義が不明確であることを労働基準局長が認識。
(衆・予算委ではデータに関する答弁なし。)
- 2／ 5（月） 大臣が衆・予算委で「平均的な者」と「平均値」の違いに関して議論。
- 2／ 6（火）、2／7（水）は答弁なし。
- 2／ 7（水） 大臣に、データの整合性について野党から指摘を受けていること、及び、調査票の一般労働者の記入欄が「1日の時間外労働の最長時間数」となっている一方で、裁量労働制については1日の時間をどのように選ぶか記載がないことを報告。
大臣から、個々のデータの精査、具体的な手法の確認を指示。
- 2／ 8（木） 大臣が衆・予算委で「精査中」と答弁。
- 2／ 9（金） 大臣が衆・予算委で「精査中」と答弁。

2／13（火） 総理が衆・予算委で「先日の本予算委において、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短いデータがあると答弁した」「調査結果については厚労大臣が精査すると答弁していると承知している」と答弁。

2／14（水） 総理と大臣が衆・予算委で「精査に時間を要するデータを示したことを撤回し、お詫び」

厚労省の担当者が、平成17年調査の議論会を発見。

2／15（木） 大臣が衆・予算委で「精査結果を月曜日に報告する」旨答弁。

2／19（月） 衆・予算委理事会に精査結果を報告。

平成30年2月22日 衆議院予算委員会

無所属の会 原口一博

出典：平成30年2月20日衆議院予算委員会理事会配布資料

(別紙1)

平成25年度労働時間等総合実態調査に用いた付表（抜粋）

調査事項

I 時間外・休日労働等

問6 時間外労働の実績

1 時間外労働時間数

		調査対象月の時間外労働が最長の者	調査対象月の時間外労働が平均的な者
		法定労働時間超	法定労働時間超
一般労働者	1日の時間外労働の最長時間数	時間 分	時間 分
	1週の時間外労働の最長時間数	時間 分	時間 分
	月間の時間外労働時間数	時間 分	時間 分
	年間の時間外労働時間数	時間 分	時間 分

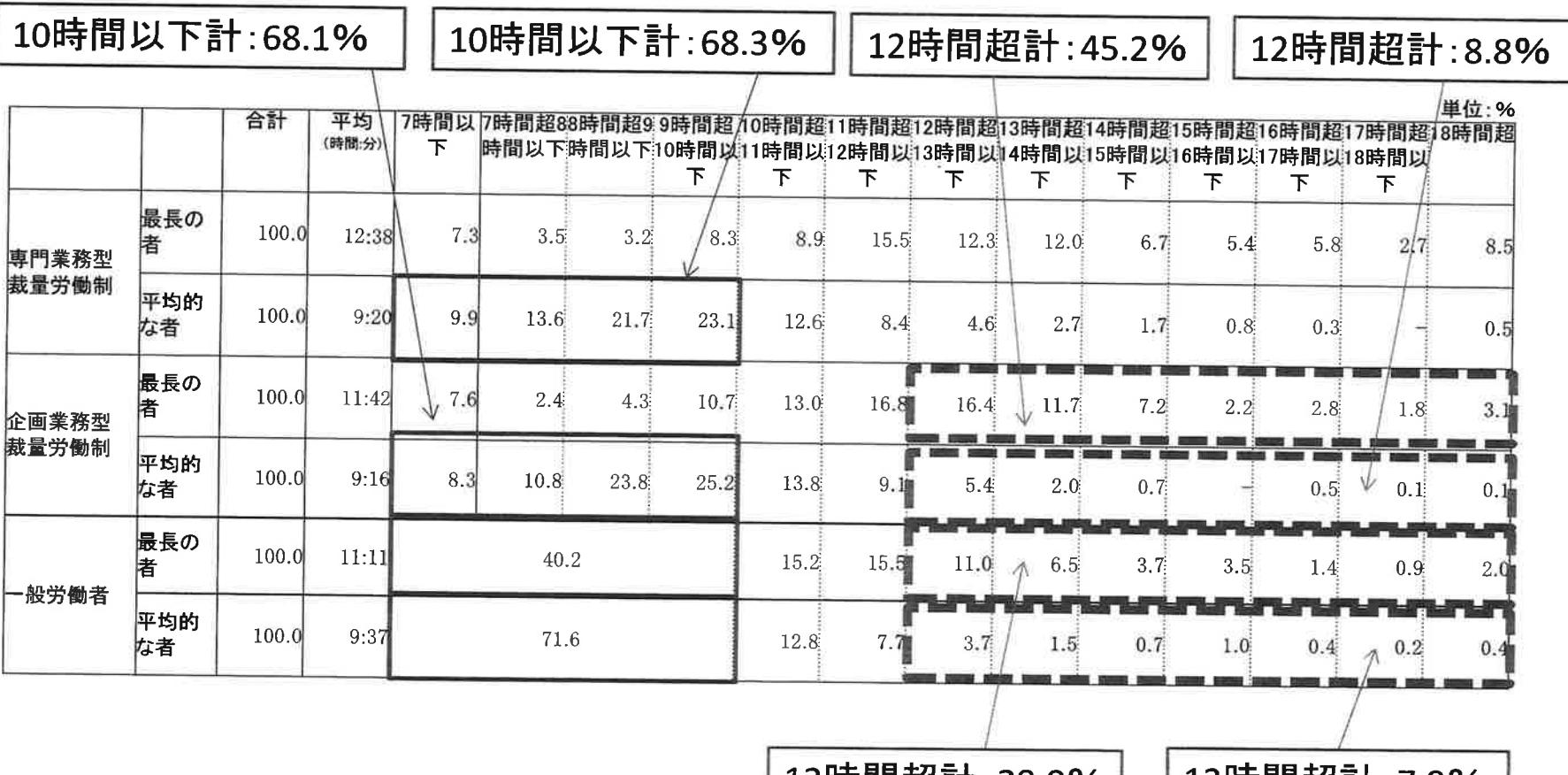
IV 裁量労働制 (裁量労働制を導入している場合に記入すること)

問3 労働時間の状況

	労働時間の状況として把握した時間のうち、最長の者の状況	労働時間の状況として把握した時間のうち、平均的な者の状況
①専門業務型裁量労働制	1日 時間 分	1日 時間 分
②企画業務型裁量労働制	1日 時間 分	1日 時間 分

平成27年3月26日 民主党(当時)の厚生労働部門会議に厚生労働省より提出した資料

専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制の対象労働者の平均労働時間・労働時間の分布



(注1)表は調査対象期間における1日当たりの労働時間の平均を示したもの。

(注2)最長の者：調査対象期間における労働時間が最長の者のこと

平均的な者：調査対象期間における労働時間が平均的な者のこと

(注3)一般労働者の10時間以下のデータの区分ごとの事業場の割合は、統計上集計を行っていない。

※平成25年度労働時間等総合実態調査(厚生労働省)

なお、先ほど申し上げました労働時間法制に関する閣議決定の中で、例えば「日本再興戦略」のところ、3ページ目の上の箱を見ていただきますと「労働時間法制の見直し」とした後の「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について」の次に「早急に実態把握調査・分析を実施し」とされております。その「早急に実態把握調査・分析」をどのように実施しているかについての資料が、4ページ「平成25年度労働時間等総合実態調査について」です。

本分科会で労働時間法制について調査・審議をいただきます際には、いつも、まずもって今後の労働時間法制等の検討の際に必要となる実態につきまして把握を行っております。調査方法といたしましては、全国の労働基準監督署から事業場への訪問調査で実施しているものでございます。閣議決定も踏まえ既に調査を終え、現在、その結果について鋭意分析中でして、その調査結果が取りまとまり次第、本分科会にも詳細に御報告申し上げ、議論の出発点にしていただければと考えております。

出典：2013年9月27日 第103回労働政策審議会労働条件分科会 議事録

論点(案)

1. 月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金について

※ 平成20年労働基準法改正により、月60時間超の時間外労働に対しては50%以上の割増賃金率が定められたが、中小企業については、法第138条により、「当分の間」適用されないとされた。施行後3年経過後に、施行状況や時間外労働の動向等を勘案し、同条について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされている(改正法附則第3条)。

2. 企画業務型裁量労働制及びフレックスタイム制の見直しについて

※ 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においては、「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について…本年秋から労働政策審議会で検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得ることとされている。また、「規制改革実施計画」(同日閣議決定)においても「企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ労働時間法制について総合的に検討することとされている。

3. その他

資料No.2
1

出典：2013年9月27日 第103回労働政策審議会労働条件分科会 配布資料

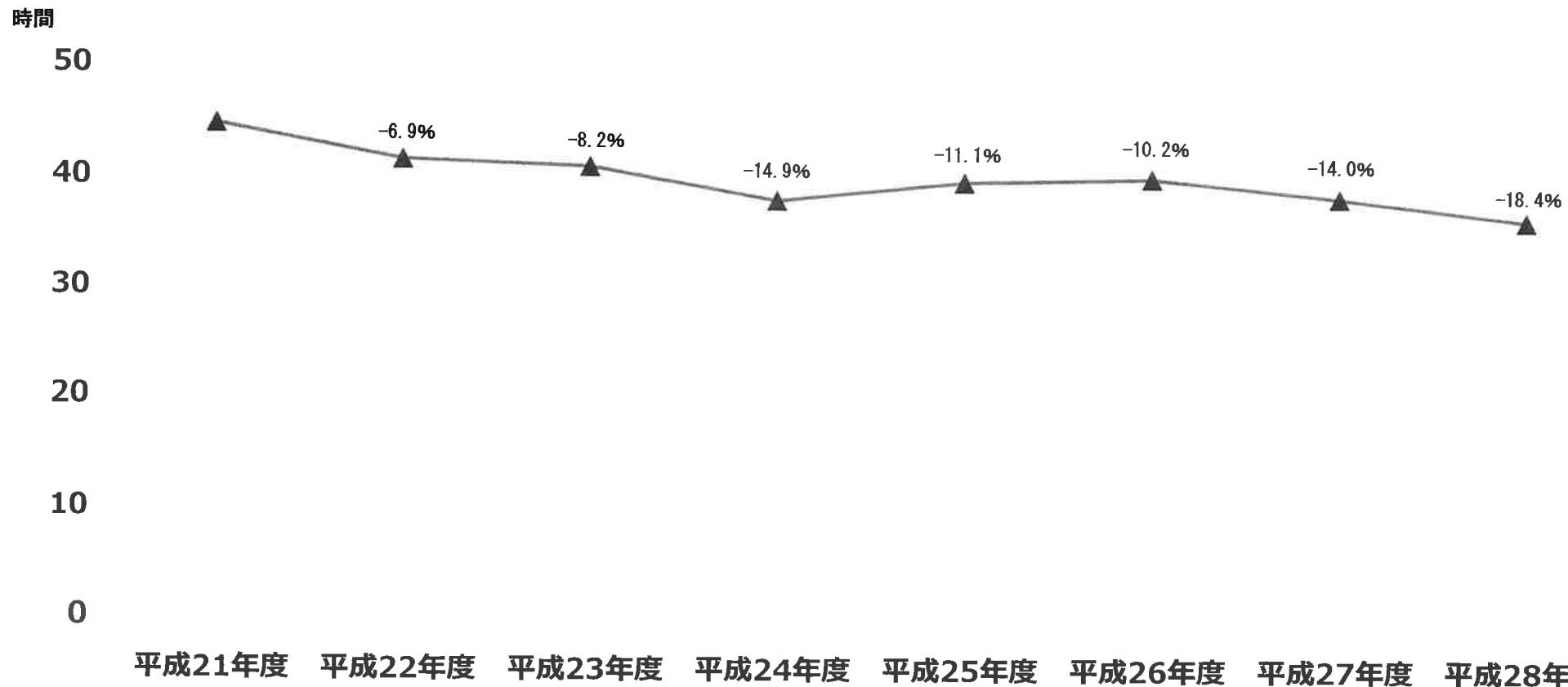
平成30年2月21日
厚生労働省労働基準局

2月2日（金）に、調査方法や定義が不明確であることを労働基準局長が認識しながら、5日（月）に、平均的な者について、一般労働者と裁量労働制を比較した答弁を大臣が行うに至った経緯

2月2日（金）の夜の時点で、労働基準局長は、部下からの報告により、調査票の一般労働者の記入欄が「1日の時間外労働の最長時間数」となっている一方で、裁量労働制については1日の時間をどのように選ぶか記載がなく、調査方法や定義が不明確であるため、この1日の時間の選び方等について確認作業を行い、その結果を大臣に報告することを考えていた。また、その際は、一般労働者と裁量労働制で異なる仕方で選んだ数値の比較になっているとの認識は必ずしもなかった。

一方、2月5日（月）午前中に行われた玉木議員の質疑に対しては、大臣からは、様々な調査結果がある中でこうした事例もあるとして答弁をしたものである。

総務本省における在庁時間の推移（1人・月当たり平均在庁時間）



※ 平成21年度の在庁時間を100とした減少率。